

第1章 新たな観光振興基本計画の策定

1. 策定の趣旨

県では、県民が観光への理解を深め、関係事業者が連携し、地域が一体となって創意工夫を尽くし、本県の魅力を高めることが必要との認識のもと、県民一人ひとりが「観光立県長崎」の担い手として、総力を結集して観光の振興を促進するため、平成18年10月に「長崎県観光振興条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例に基づき、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「長崎県観光振興基本計画」を策定し、観光振興の取組を進めています。

現計画の計画期間が令和2年度末で終了することに伴い、今回、新たな観光振興基本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ（役割）

この計画は、「長崎県総合計画」を上位計画とし、条例に定められた本県観光振興の4つの基本理念、9つの施策の基本方針に則って策定したものです。本県観光が目指すべき将来の姿とその実現に向けた方向性を、県や市町、県民等と共有するための共通指針の役割を持ちます。

【基本理念】（条例第3条）

- ①県民等、市町及び県が「観光立県長崎」の担い手として協働して、まちの魅力づくりに取り組み、及び交流を促進するよう行われるものであること。
- ②観光資源の保全と県民の生活との調和に配慮しつつ、歴史、文化、自然、景観、食その他の観光資源を創意工夫を尽くして積極的に活用するよう行われるものであること。
- ③交流の歴史や地理的な優位性を活かし、海外との交流を促進するよう行われるものであること。
- ④本県を訪れるすべての人々が、安心して快適に観光を楽しめるよう行われるものであること。

【施策の基本方針】（条例第9条）

- ①県民等、市町及び県が協働して行う観光の振興に関する取組を促進すること。
- ②地域の歴史、文化、自然、景観、食等を活用したまちの魅力づくりを促進すること。
- ③観光の振興を担う人材の育成を促進すること。
- ④情報通信技術の活用等により本県の観光の魅力等の情報発信を促進すること。
- ⑤国内及び海外からの観光客の誘致を促進すること。
- ⑥高齢者、障害者、外国人等すべての人々が安心して快適に観光を楽しめる環境づくりを促進すること。
- ⑦観光関係施設の充実、観光客へのサービスの向上その他の観光の基盤の整備を促進すること。
- ⑧観光に関する情報の収集及び統計の充実並びに観光動向の調査及びその分析を促進すること。
- ⑨県内外において広域的に連携した観光の振興に関する取組を促進すること。

3. 計画期間

令和3年度～令和7年度（5年間）

この計画には、概ね5年間で取り組むべき施策の方向性を掲げることとし、その推進期間は令和3年度から令和7年度までの5年間に設定します。

4. 数値目標

今回の計画においては、計画の目標を明確化し多様な関係者の間で共有するため、観光消費額の拡大を「基本目標」として設定し、これに密接に関連する指標を「重要評価指標」とし、基本目標を達成するための手段として位置づけます。

重要評価指標としては、今後、国内の人口減少及び少子高齢化の急速な進行により国内旅行者実数の減少が予想されるため、宿泊客のリピーター化、宿泊日数の増加、観光消費単価の増加、外国人観光客の誘客拡大などの取組をさらに強化していく必要があるとの認識のもと、以下の6つの指標を設定しました。

基本目標

目標項目	基準年	基準値	目標年	目標値
観光消費額（総額）	H30年	3,778億円	R7年	4,137億円

重要評価指標

目標項目	基準年	基準値	目標年	目標値
観光客（宿泊）のリピーター率	H30年度	58.6%	R7年度	66.0%
延べ宿泊者数	H30年	836万人	R7年	891万人
観光消費単価（宿泊客）	H30年	31,921円	R7年	33,400円
外国人延べ宿泊者数	H30年	93万人	R7年	125万人
国際定期航空路線の利用者数	R元年度	51千人	R7年度	200千人
国内外のクルーズ船入港数	R元年	272隻	R7年	440隻

各目標値の設定根拠

【基本目標】

観光消費額（総額）

国において策定した「明日の日本を支える観光ビジョン」（以下「国の観光ビジョン」という。）の目標値の伸び率を参考に目標を設定

【重要評価指標】

観光客（宿泊）のリピーター率

民間調査において、九州7県中5番目で平均も下回っているため、基準年における九州平均値まで増やすことを目標に設定

延べ宿泊者数

国内は宿泊旅行者実数の減少が見込まれているものの、熊本地震前のH27年並の水準を確保することを、国外は一部の特殊事情を除き、国の観光ビジョンの目標値の伸び率を参考に目標を設定

観光消費単価（宿泊客）

国の観光ビジョンの目標値の伸び率を参考に目標を設定

外国人延べ宿泊者数

国の観光ビジョンの目標値の伸び率を参考に設定。ただし対馬の韓国人観光客については、R元年の急減を考慮して目標を設定

国際定期航空路線の利用者数

コロナ収束後の航空需要回復には一定期間を要するものの、既存路線や新規路線の誘致の状況を踏まえ目標を設定

国内外のクルーズ船入港数

R5年までにコロナ禍以前の入港数まで回復することを目指し、最終年はR2年の予約数と同程度に目標を設定

5. 推進体制

観光振興は、県、市町のほか、県民、観光関係事業者、観光振興団体がそれぞれ役割を担い、連携して取り組む必要があります。

この計画の推進に当たっても、各主体が一体となって本県の観光振興を目指します。

各主体の役割（条例第4条～第8条より）

【県の責務】

- ・観光振興の基本方針を定めて、総合的・計画的な施策を策定し、実施する。
- ・市町や県民等が連携して取組を進められるよう、総合調整や支援を行う。

【市町の役割】

- ・観光振興施策を講じるとともに、県の施策と連携を図るよう努める。

【県民の役割】

- ・観光への理解を深め、観光振興に関する取組に参画するよう努める。
- ・観光客を温かく迎えるよう努める。

【観光関係事業者の役割】

- ・事業活動を通じて観光客へのサービス向上に努め、相互に連携して観光振興の取組を進めるよう努める。
- ・県、市町が実施する観光施策と連携を図るよう努める。

【観光振興団体の役割】

- ・観光情報の発信や観光客の誘致、おもてなしの向上、観光関係事業者間の連携の推進などの取組を進めるよう努める。
- ・県、市町が実施する観光施策と連携を図るよう努める。

6. 進捗管理

本計画の進捗状況や目標達成度については、毎年度、「長崎県観光審議会」に報告することにより、各施策の改善や新たな施策の必要性等を評価・検討しながら実効性を高めます。

また、官民一体となって本計画の取組を推進するため、各市町、観光協会等との情報共有の場を設置します。

7. SDGs（持続可能な開発目標）への対応について

SDGs（Sustainable Development Goals）は、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指しています。

本県においても、このSDGsの理念を踏まえながら各取組を推進し、県民の皆様が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化を実現していくとともに、国際社会の一員として、SDGsの達成に貢献していくこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【本計画とSDGsの目標の関連性について】

本計画は、「8.働きがいも経済成長も」の目標実現に直接的に関連するとともに、次のような目標にも関係しています。

- ・世界遺産と日本遺産の活用は、「4.質の高い教育をみんなに」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「12.つくる責任 つかう責任」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の目標実現に寄与します。
- ・「平和学習」、「交流体験」などの魅力ある体験プログラムによる教育旅行の推進は、「4.質の高い教育をみんなに」の目標実現に寄与します。
- ・ユニバーサルツーリズムの推進は、「10.人や国の不平等をなくそう」の目標実現に寄与します。
- ・ブルーツーリズムやエコツーリズムの推進は、「14.海の豊かさを守ろう」と「15.陸の豊かさも守ろう」の目標実現に寄与します。
- ・総おもてなし運動の裾野の拡大は、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の目標実現に寄与します。